

ひかり協会会報

ふれあい

発行

公益財団法人 ひかり協会
 ☎530-0022 大阪市北区浪花町13-38
 千代田ビル北館2F

☎代表06(6371)5304

URL <http://www.hikari-k.or.jp>

発行責任者 理事長 前野 直道

編集責任者 常務理事 塩田 隆

ひかり協会と私

ありがとうの言葉

〔兵庫〕
 島村
 秀一

この4月で68歳になった私ですが、今までにマイナズな事が多々ありましたが、全てプラスな人生だった気がします。生まれてすぐ脳性麻痺になり、母親に「何でこんな身体に産んだんや」と責めたこともあり、その時母親は謝っていたと姉から聞きました。今考えてみると、その頃から多くの人の助けがあり今の自分があると思うのです。障害者になったお陰で養護学校に行き、いじめにもあわず、障害が軽かったので母親から「あんたは動けるのやから動けない友達的面倒を見るのやで」と言われてい

ました。なので友だちの事をよく観察し、今何をして欲しいのだろうかとタイミングを見ていた気がします。学校が小中高一貫で、卒業後は造園屋にお世話になりました。仕事の内容は先輩方が植木の剪定をされた後の掃除、庭造りのための砂とセメントでのモルタル練り、昼ご飯に飲むお茶沸かしなどでした。そうした時に学校の先生から「障害者特別枠で神戸市職員採用試験があるので受けてみないか」と言われました。とにかく勉強嫌いで美術と音楽と体育以外はギリギリの成績で、無理やり卒

第181号の記事

理事長あいさつ、理事・監事一覧

／西から東から

2021年度事業報告

マメ知識「薬局とお薬手帳の上手な利用法」

「新・健康づくりVIII」(第5回)

協会からのお知らせ「被害者証明書」「飲用者証明書」

の交付・再交付の終了

／和歌山出張所開所について

8 7 6 5 4 3

業させてもらった感じでした。採用人数が事務職5名、現業職5名で、試験を受けた人数が100名ほどで、「絶対無理や」と思いながら受けました。するとなんとちようど覚えた漢字とかできる数学の問題や図形でほとんどできました。お陰で市職員にならせてもらう事になり、神戸市土木局公園緑地部に挨拶に連れて行ってもらいました。勤務先になったのは当時、神戸市立中央球場といい、現在のノエビアスタジアムです。おもに芝生の維持管理で、芝刈り、灌水、薬剤散布、及びサッカー、ラグビー、アメフトの準備と石灰でのライン引きでした。勤務3年目くらいで、人間関係が上手くいかず家出をしました。九州の諫早養護学校に替わられていた先生に会いたい一心で、気がつくとお金もなく諫早駅近く

の交番でした。交番で事情聴取され「実は神戸から家出してきました。諫早養護学校におられる先生に会いたいです」と言う連絡をしていただき、教頭先生が身元引き受け人になってくれました。今日は遅いからと旅館に泊まらせていただき、その晩は旅館の方が交替で様子を見に来てくれました。次の日に教頭先生は話を全部聞いて下さり、「それで終わりか」と言いながら一緒に泣いて下さいました。その後じっくり論じて下さり、いかに自分勝手な行動が周りの人達に迷惑をかけ心配をかけたかに自分自身情けなくなりました。教頭先生に帰りの交通

▲ご夫妻で

費や小遣い、それに母親へのお土産までも持たせていただき、神戸に帰りました。母親に謝り、職場の方や心配をかけたみんなに謝りました。その謝る時の恥ずかしさは今も頭に残ってます。その後は何もなくなりましたが、ある日職場の先輩の方に「島村君は変わったな」と言われ、初めて自分が他人のために働かせてもらい体を遣わせていただいている事に気がつき、有り難く思えるようになりました。お陰で25歳で球技場現場の責任者にならせていただきました。それから異動で神戸総合運動公園に行き、芝生の管理はもちろん、公園内の樹木剪定もさせていただきます。定年前の8

▲交流会にて①

年間は神戸市庁舎の南にあった東遊園地で、花時計の植え替えなど花の維持管理の仕事に従事させてもらう事ができました。本当にすぐく中身の濃い68年間でした。いろんな事があり大変でしたが、全てにおいて多くの人達のお陰で過ごす事ができました。実は森永のヒ素ミルクの被害者でしたが、母親が「重度な被害の方に先にしてあげてほしい」と言っていたので、認定の申請をせず、ずっとそのままでした。母親が亡くなり遺品整理で森永の会社の方の名刺や手紙が残っていたので連絡したら、被害

▲交流会にて②（右が島村さん）

者認定をしていただけたことになりました。最後に自分にとって「ありがとう」は魔法の言葉です。現在は『ボランティアグループほうれんそう』の一員にしていたいただき、社会福祉協議会の施設の庭の剪定をさせてもらっています。

事務所より

島村さんは退職後の2016年に被害者認定を受け、ひかり協会と出会いました。長い人生には色々なことがあったようですが、いつも笑顔で感謝の言葉を忘れないことで、ご自身の気持ちも前向きに明るくなったと言います。多くの支援者に囲まれて充実した毎日を送っていますが、周りの人も自然と笑顔になってしまふ、そんな笑顔の連鎖が島村さんを中心に広がっています。

就任ご挨拶

(理事長)

前野 直道

6月の評議員会で、評議員、理事・監事が選任され、その後開催された理事会で理事長に再任していただきました。

現在、守る会では「終生にわたる事業と運営・体制の構想」に係る提言が検討されていると伺っており、これは、将来の救済事業の基本方向を示していただくためのものであり、ひかり協会は、それに基づいた将来構想を作成し、救済事業を完遂させる考えであります。

この提言の案を拝見いたしますと、「公益財団法人ひかり協会による救済事業は、問題が全面的に解決するまで継続されたい」という言葉がありました。ひか

り協会が設立されて間もない頃に、当時の曾田理事長は「果たしてこの事業が成功を収め得るかどうかについて十分な確信が持てなかった」とおっしゃっています(「ひかり協会会報」第1号)。それから48年、被害者の皆様をはじめ三者会談関係者の皆様、専門家の皆様が様々な困難を乗り越えて、今では多くの被害者のご親族から「被害者が一人でもいる限りひかり協会を存続させてほしい」と言われるまでになりました。

この皆様からのご期待に応えるため、理事、監事、そして事務局職員、精いっぱい尽力いたしますので、今後ともよろしくお願いいたします。

新役員体制

第12回評議員会(6月5日)において、理事の改選が左記のとおり承認されました。

また、評議員会後の第228回理事会で、代表理事(理事長)及び業務執行理事(常務理事)が選任されました。

役職名	氏名	備考
理事長	前野 直道	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会 全国本部相談役
常務理事	平松 正夫	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会 全国本部事務局長
常務理事	塩田 隆	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会 全国本部副理事長
理事	遠藤 明	公益社団法人生駒会 松戸診療所所長(医師)
理事	金子 武嗣	金子・中・森本法律特許事務所(弁護士)
理事	藤崎 清道	日本赤十字社東京都赤十字血液センター(医師)
理事	祖父江 友孝	大阪大学大学院医学系研究科社会医学講座環境医学教授(医師)
理事	三宅 智	国立療養所多磨全生園 副園長(医師)
理事	松原 由美	早稲田大学人間科学学術院人間科学部保健福祉科学科(教授)
理事	港 毅	森永乳業株式会社 常務取締役
監事	小幡 寛子	公認会計士・税理士
監事	中島 洋	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会 全国本部副理事長

西から 東から

▼一面の「ひかり協会と私」を読んでもいつも励まされています。私たちは一人じゃなく、支え合いながら生きていきたいと思います。

(和歌山 I)

▼自分の身体は自分で守り鍛えないと！他の人と代わることはできませんから……。

(福岡 H)

▼目の前の、いま自分がしたいことをやり遂げる、そんな年齢に自分になつてきていると実感しています。人生を大切に生きていく。

(愛媛 S)

▼体重を落としたいのですが、思うようにいかず落ち込むことがあります(笑)。規則正しい生活を心がけています。

(香川 S)

▼狭いながらも、畑の石出しから始めて4年経ち、食べるには余るほど収穫できるようにになりました。

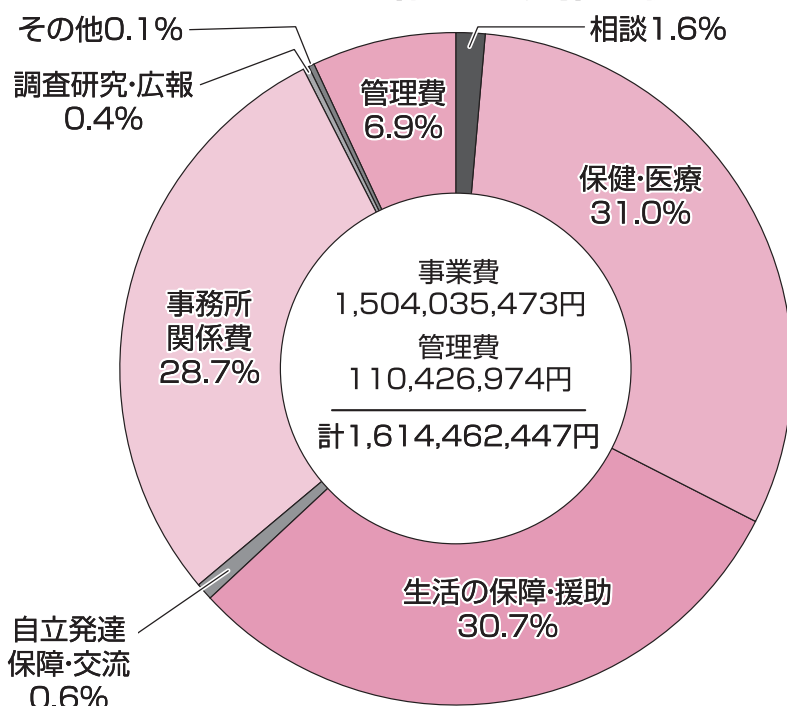
(長崎 O)

▼あちこち受診していたのを、ひとつの病院にできるだけするようにしています。

(愛媛 Y)

2021年度 事業報告

2021年度決算(経常費用)の状況



協会と連絡を希望する被害者5360名(2022年3月31日現在)を対象に実施した2021年度の事業内容は、今年6月の第12回評議員会で事業報告書としてまとめられたので、その主な内容をお知らせします。

重点事業の 取組促進

2021年度以降、ひかり協会は、2つの重点事業である障害のある被害者の生活設計実現と、自主的健康管理の援助事業の充実を

めざす第三次10カ年計画(2021年度から2030年度)に基づき、事業に取り組んでいます。

2021年度は、第三次10カ年計画前期(2021(2024年度)の1年目として、2つの重点事業の達成に取り組み、新型コロナウイルス感染症対策をとりつつ、ほぼ計画どおり実施することができました。

事業の促進を図るため、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会(守る会)に組織的な協力を求め、守る会との現地二者懇談会や救済事業協力員活動を「事業推進の軸」と位置づけ重視しました。

相談・保健・医療

相談事業は、ブロックを単位に計画的に対応し、1668名に実施しました。救済事業協力員制度要綱に基づく救済事業協力員活

動の促進をめざし、「連帯して健康を守るネットワークづくり」の一環として、健康についての「呼びかけ」活動を4177名の被害者に実施しました。

被害者が受診する検診は、公的健診を基本とし、障害のある被害者には協会による検診を実施しました。

また、医療費を3797名の被害者に支給しました。

生活の 保障・援助

障害のある被害者の健康と自立を援助するため、対象者本人・親族と懇談し、障害者総合支援法に基づく事業などの情報を提供し、生活設計実現の援助に取り組みました。

2021年度は、「生活の場」の確保・変更が10名、後見的援助者の確保・変更が9名実現しました。

マメ知識

薬局とお薬手帳の上手な利用法

みなさんは、いつでも気軽にお薬などのことを相談できる薬局を身近でお持ちでしょうか。薬の重複や副作用、残薬などの管理、市販薬や健康に関する相談などに親身になって対応してくれる薬剤師のいる薬局を持つことをおすすめします。

◎気になることは薬剤師さんに聞いてみましょう！



- ・服用している薬が効いていないような気がする
 - ・病院で薬の成分を聞き忘れた
 - ・副作用の心配がある
 - ・他の薬局で出された薬との飲み合わせはどうか
 - ・健康食品やサプリメントと薬の飲み合わせについて聞きたい
 - ・ジェネリック医薬品について知りたい
 - ・薬を飲み忘れて、残ってしまう
 - ・服用している薬が飲みこみにくい
- など

◎お薬手帳を活用しましょう！

お薬手帳とは…

いつ、どこで、どんなお薬を処方されたかを記録しておく手帳のことで、提示するとみなさんが服用しているお薬のことをわかってもらえます。

① 1冊にまとめましょう

服用しているすべての薬のことなどを1冊で記録し、一元管理できることが大事です。病院ごとや薬局ごとに、別々のお薬手帳を作らないようにしましょう。

② いつも持ち歩くようにしましょう

病院や薬局に行くとき、休日診療や救急病院を受診するとき、旅行や外出するときなど、忘れずに持っていきましょう。

③ いつも同じ場所に保管しておきましょう

ご家族の方にも保管場所を知らせておきましょう。

④ 聞きたいことや伝えたいことを書いておきましょう

薬を飲んだ後の体調の変化や飲みにくさなど、医師や薬剤師に相談したいことを書いておきましょう。

⑤ 市販のお薬、健康食品もあれば書いておきましょう

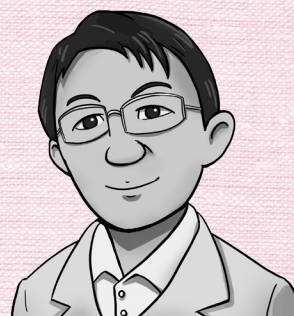
よくない組み合わせや食べ合わせが見つかることがあります。



シリーズ

新・健康づくりⅧ
〈第5回〉

地域救済対策委員 白星伸一

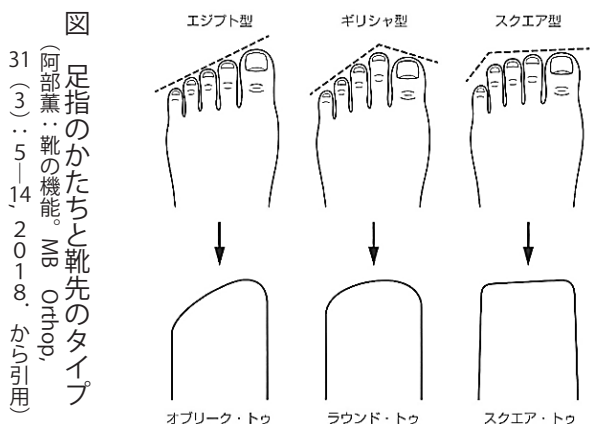
フレイル予防
「靴の選び方」

フレイル予防には趣味やボランティアなどで外出し、社会とつながりを持つことも重要です。そこで、今回は外出にかかせない「靴」についてお話しします。

靴には歩くためだけでなく足を保護する機能もあり、車いすで外出される方にも「靴選び」は重要です。

1. 足指のかたちを知る

足のつま先のかたちはギリシャ型、エジプト型、スクエア型の3タイプに分かれます。このうち、日本人に多いのはエジプト型です。エジプト型の人は親指が一番長いため、親指から小指にかけてゆるやかなカーブを描くオブリーク型の靴がおすすめです。人差し指が長いギリシャ型の人は、人差し指を頂点に左右対称のカーブを描くラウンド型の靴が合います。親指と人差し指の長さがほとんどおなじのスクエア型の方は、つま先が四角いスクエア型の靴が合います。



2. 靴選びのチェックポイント

靴の機能には①衝撃吸収、②足底圧の分散、③摩擦の低減、④足指の変形予防などがあります。また、足を守り、褥瘡や潰瘍の再発を予防します。

靴は、ベルトやくつひもで調節できるものが望ましいです。足のつけ根の部分が曲がり、ふみかえし動作が容易にできる方が歩きやすいです。また、先端部分がややそっている方が、つま先がひっかかりにくいため転倒予防になります。皮膚のトラブル防止には、くるぶしがあたらない、踵の部分が擦れないことも重要です。

表に運動用シューズの適正チェックリストを示します。ご購入の際に参考にしてください。

表 運動用シューズ 適正チェックリスト

(大平雅美：運動療法のメリット・デメリット。

糖尿病ケア。9 (6)：18-23, 2012.から引用)

- ☐ ベルトやひもで固定できる
- ☐ つま先の前と上に余裕(1cm 程度)がある
- ☐ 先端部分が反りあがっている(転倒予防)
- ☐ 足指の付け根で曲がり、圧迫感がない
- ☐ 靴底に衝撃を和らげるための厚みがある
- ☐ 踵がフィットし、ある程度の固さがある
- ☐ くるぶしが当たらない

3. 正しい靴の履き方

まず、しっかり靴を履いたら踵の位置をあわせませす。踵で床をトントンと叩いてフィットさせませす。足先に1~1.5cm程度ゆとりがあることを確認します。次に、靴ひもを結びませす。つま先側から締めていき、足が靴全体にフィットするように調節ませす。部分的に強くしめすぎたり、ゆるくなりすぎたりしないように注意してくださいます。

ひかり協会からのお知らせ

「被害者証明書」「飲用者証明書」の
交付・再交付の終了について

が作成した患者名簿に名前が登録されていることを証明するものです。

また、同じく守る会からの要望に基づいて、厚生省（当時）及びひかり協会は、1978年6月より交付を申請した飲用認定被害者に「森永ひ素ミルク飲用者証明書」を交付してきました。この証明書は、ひかり協会が森永ひ素ミルク飲用者と認定したことを証明し、厚生省も「協会が飲用者として認定した」ということを認めるものです。

交付等終了の要請

第179回「三者会談」

救済対策推進委員会（昨年12月）において、守る会より「被害者が65歳を超えた今日、両証明書の交付及び

再交付の意義は達せられているので、交付及び再交付を終了されたい」との要請があり、第180回「三者会談」救済対策推進委員会（今年の3月）には各団体の同意が確認されました。

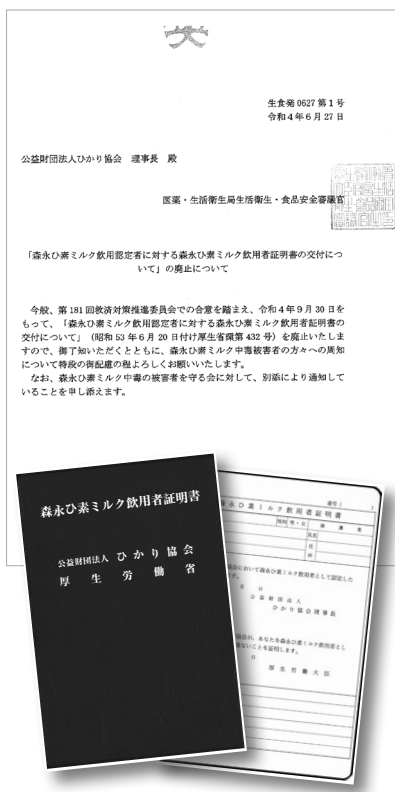
交付等終了のお知らせ

いずれの証明書も本年9月30日をもって交付及び再交付が終了されます。

このことに関して、厚生労働省より6月27日に守る会及びひかり協会に対して通知が発出されています。

ひかり協会では、今回の会報「ふれあい」で被害者の方々にお知らせするほか、ホームページにも掲載して周知しています。

被害者のみなさんのご理解をよろしく願います。

第181回 「三者会談」救済対策
推進委員会第三次10ヵ年計画に
基づく行政協力の
促進等を協議

6月3日に、今回もオンラインで開催しました。

守る会からの要請

○重度障害者の入院時における重度訪問介護の利用を障害支援区分4や5の方にも対象を拡大するよう要請
↓現行では障害支援区分6を対象としているが、「障害者総合支援法施行後3年の見直し」のなかで障害支援区分4や5の方も対象とすべきとの意見もある。今後、支援が必要な状態像や支援ニーズの整理を行いながら検討していく。

ひかり協会からの要請

○65歳以降の就労継続支援A型事業所の利用を、65歳になるまでに5年間以上の障害福祉サービスの利用期間で制限することのないよう

要請

↓要件の緩和については、就労の機会を提供する観点からニーズや利用状況を踏まえて、今後の報酬改定等において検討していく。

○新高額障害福祉サービス等給付費による償還払いについて、積極的な周知を行っていない自治体や支給実績のない自治体など、課題のある自治体に対する対応についての情報提供を要請

↓3月に行った全国関係課長会議において、対象者に丁寧の説明すること、対象となりうる者に勧奨通知等を送付すること、介護保険担当部局と連携して対象者要件を満たす者を把握することなどを求めた。

最後に、生活衛生・食品安全企画課長から、「今回の協議事項は生活に密着した重要な事項で、現場と接触する機会が限られている私達にとって重要かつ意義深いものである。関係部局との調整やデイスカッションしながら進めていく」との発言があった。

これまでの経過
守る会からの要望に基づいて、厚生省（当時）は、1973年9月より交付を申請した被害者に「森永ひ素ミルク被害者証明書」を交付してきました。この証明書は、事件当時に厚生省

守る会からのお知らせ

全国総会を 対面で開催

対面開催

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、この2年間は全国総会を開催することができませんでした。

2022年度は、感染者が減少したので3年ぶりに対面で開催することができました。6月18日に会場となった岡山市の山陽新聞社本社ビルには、全国から代議員と役員115名が出席し、活発な討議が行われました。また、会場のあちらこちらでは、久しぶりに出会った仲間が近況を語り合う姿が見られました。

「提言」作成の取組

総会で決定された2022年度運動方針では、まず、第三次10カ年計画の重要課題である「終生にわたる事業と運営・体制の構想」に

係る守る会の提言（以下、「提言」）作成の取組を重視しました。

運動方針では、「提言」作成の取組は、救済事業開始直前の「恒久対策案」作成の取組にも匹敵する、極めて重要な意義を持つと位置づけています。

また、「恒久対策案」に揭げられた「全国の公害被害者救済のための新しいパートナーを提示するもの」という理念に基づく恒久救済をやり遂げるため、守る会の全組織をあげて、主体的で積極的な検討を行うことを出席者全員で確認しました。

第三次10カ年計画 の推進

運動方針では、事件の風化防止とともに、高齢化に備えて行政による適切かつ有効な相談対応が行われるための重要な取組として、「対策対象者名簿」に被害者の名前を登録する活動の促進を重視しています。

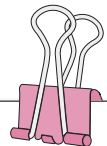
また、救済事業協力員による「呼びかけ」活動については、健診（検診）受診や事業参加の勧奨、健康や日常生活についての話題交流など、被害者同士の対話をより重視して取り組むこととしています。

新役員の選出と 総会宣言

最後に、桑田理事長はじめ8名の四役、19名の常任理事、3名の監事、1名の相談役を選出し、総会宣言を採択して閉会しました。

あなたも守る会へ

まだ守る会に入会されていない方も、ぜひ守る会活動に参加してください。



和歌山出張所閉所のお知らせ

昨年1年間、関係者の方々（守る会和歌山県本部や和歌山県地域救済対策委員会）などで協議いただき、その結果、2022年5月末をもって、和歌山出張所を閉所することが合意され、理事会は閉所の決定をしました。この間の障害のある被害者の生活設計の実現状況などを総合的に判断し、出張所を廃止しても救済事業に支障がないと判断したものであります。

和歌山県在住の被害者・親族の皆様にとっては長い付き合いがあった事務所（出張所）がなくなる



ということで寂しい思いをされていることとお察しします。これまでのご支援に深く感謝するとともに、今後は西近畿地区センター事務所による救済事業へ円滑に移行できるよう万全を期してまいりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本年6月1日からの連絡先、相談先はすべて大阪府にある西近畿地区センター事務所となります。

<連絡先>

西近畿地区センター事務所

〒530-0022

大阪市北区浪花町13-38 千代田ビル北館4階

☎：06-6371-2160 FAX：06-6371-2167